

# 平成30年度 第1回 上野原市都市計画審議会の記録

## 1. 都市計画審議会の概要

日時：平成30年11月1日（木）午後2時00分～4時

会場：上野原市役所 2階 庁議室

### □次 第

1. はじめのことば
2. 会長あいさつ
3. 建設経済部長あいさつ
4. 議 事
  - 1) 上野原市太陽光発電施設設置運用指針（景観計画「太陽光発電施設景観形成基準」関係）
5. その他
  - 1) 立地適正化計画策定状況について（報告）
  - 2) 都市再生整備計画事後評価について（説明）
6. おわりのことば

### □配布資料

1. 都市計画審議会次第
2. 上野原市太陽光発電施設設置運用指針（案）
3. 上野原市立地適正化計画策定に伴う基礎調査報告書
4. 上野原市立地適正化計画素案（第3章 立地適正化計画における基本的な方針）
5. 都市再生整備計画事業の事後評価について

### □出席者（○は出席）

○識見を有する者（1号）

○ 〃

・ 〃

○ 〃

・ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 〃

・市議会議員（2号）

○ 〃

○ 〃

・山梨県職員（3号）

○ 〃

○市民代表（3号）

○ 〃

#### ◆事務局

○建設経済部

部長

天野 幾雄

○都市計画課

課長

後藤 学

○都市計画課

計画担当リーダー

中村 慎

○都市計画課

計画担当

井上 将寿

○都市計画課

計画担当

久田 真弘

○生活環境課

課長

尾形 武徳

○生活環境課

生活環境担当

福嶋 孝洋

\* 敬称略、順不同

## 2. 発言要旨

### 1. はじめのことば

#### (事務局 都市計画課長)

- ・本日は、お忙しい中をご出席頂き、お礼申し上げます。
- ・ただいまより、平成30年度第1回上野原市都市計画審議会をはじめさせて頂く。
- ・私は、本日の進行を務めさせて頂く、都市計画課長の後藤である。
- ・よろしくお願ひしたい。
- ・開会に先立ち、本年4月1日の山梨県職員の人事異動により、2名の委員が交代されているので、ご紹介させて頂く。
- ・富士・東部建設事務所長の雨宮委員と、富士・東部農務事務所長の塩入委員が、本年4月から委員となっているので、よろしくお願ひしたい。
- ・お手元の次第に従って、進めさせて頂く。

### 2. 会長あいさつ

#### (中井会長)

- ・秋晴れのいい天気の中、通常であれば外に出て英気を養う季節になっているが、本日はお集まり頂き、お礼申し上げます。
- ・本日は、議事内容は3つあるが、活発なご意見の交換をお願ひしたいと思う。

### 3. 建設経済部長あいさつ

#### (建設経済部長)

- ・本日は、何かとお忙しい中、平成30年度第1回上野原市都市計画審議会にご出席を賜り、お礼申し上げます。
- ・皆様には、日頃より上野原市発展のため、市政運営にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。
- ・本年度に入って1回目の審議会となり、2月22日以来の会議となるが、その時に説明させて頂いている太陽光発電施設の景観形成基準や立地適正化計画の進捗状況等について、事務局より説明をさせて頂きたく、審議会を開催させて頂いた。
- ・大変お忙しい中をご参集頂き、大変恐縮であるが、上野原市の都市計画行政の発展のため、協力を頂きますようお願いを申し上げ、簡単ではあるがあいさつとさせて頂く。

#### (事務局 都市計画課長)

- ・議事に入る前に2点ほどお伝えさせて頂く。
- ・本日の会議に、委員の皆様及び事務局以外に、立地適正化計画の策定業務を受託している株式会社ブレイズから堀内氏、また太陽光発電施設の設置総合窓口である生活環境課から尾形課長と福嶋担当に出席して頂いているので、ご了承頂きたい。
- ・もう一点、配布資料の確認をさせて頂く。

●配布資料の確認を行った。

### 4. 議 事

#### (事務局)

- ・これより議事に入りたいと思う。
- ・上野原市都市計画審議会条例第5条により、中井会長にお願ひする。

(会長)

- ・次第に従い、進めて参りたいと思う。
- ・本日の議題としては、まだ案になっているが、上野原市太陽光発電施設設置運用指針についてである。
- ・また、その他として、立地適正化計画の策定状況の報告及び都市再生整備計画事業の事後評価についての2つの項目がある。
- ・3つとも、多くの意見を伺っていきたいと思うので、よろしくお願ひしたい。
- ・通常、2時から会議を始めて4時半から5時近くになっており、活発な意見を出して頂いているので、今回も4時過ぎ位に終了できればと考えている。
- ・途中でトイレ休憩を設けていきたいと思っている。
- ・スムーズな運営が行われますよう、皆様のご協力をよろしくお願ひしたい。
- ・堂本隆司委員と塩入栄委員の2名を、議事録署名人として指名したいと思うがよろしいか。

●異議なく承認された。

## 1) 上野原市太陽光発電施設設置運用指針

(会長)

- ・ただいまより議事に入りたいと思う。
- ・はじめに、上野原市太陽光発電施設設置運用指針についてである。
- ・先ほど事務局から話があったように、本年の2月に、この都市計画審議会で景観計画関連ということで、太陽光発電施設景観形成基準について検討をした。
- ・その中で、景観形成基準だけではなく、設置全般に関する内容にして、次回会議で取り上げて欲しいということであったので、事務局で検討をしている。
- ・その内容について、事務局より説明をお願ひしたい。

●「上野原市太陽光発電施設設置運用指針（案）」について説明を行った。(事務局)

(会長)

- ・広範に渡っての内容を説明して頂いた。
- ・一点確認であるが、4ページの部分で「設置」を「立地」に修正するとの説明があった。そうすると、表紙の指針の名称も「設置」が「立地」に修正になるということか。

(事務局)

- ・この指針の内容としては、「立地」の部分もあるし、「設置」の部分もある。
- ・「立地」は土地を選定する段階の話、「設置」はそこに設備を置くという内容になっている。
- ・どちらの内容も、この指針の中に記載されている。
- ・指針の名称は「設置」でいいのではないかと考えていた。

(会長)

- ・「立地」と「設置」では、どちらが上位の概念で、広範な意味を持っているのか。

(事務局)

- ・例えば4ページの「4. 立地を避けるべきエリア」は、エリアのことを指しているのので、ここでは「立地」という表現をしている。
- ・後半の設計や施工の段階に行くと、「立地」よりも「設置」という内容になってき

ている部分もある。

- ・そこをどう考えるかということは、難しい部分がある。

(会長)

- ・どちらの表現の方が、広範な意味を含むという考えか。

(事務局)

- ・意味が広いということで考えると、「立地」の方になる。

(会長)

- ・そうすると、この指針の名称は「立地」の方がいいということか。

(委員)

- ・単純に考えて「立地」だと「設置」の問題が問われなくなる。
- ・「設置」としておけば、適切な「立地」を前提とした「設置」であるので、私は、「設置」でいいのではないかと思う。
- ・気になるのであれば「立地・設置」とする方法もある。

(会長)

- ・併記するのは、少し面倒くさい。
- ・「設置」に「立地」も含んでいると理解したいと思う。

(事務局)

- ・そういった部分も踏まえて「(案)」とさせて頂いているので、皆さんの意見を反映させていきたい。
- ・間違っている部分は、修正をさせて頂く。
- ・指針の名称は、「設置」とさせて頂きたいと思う。

(会長)

- ・非常に広範な内容である。
- ・条例の部分は法令も関連して説明しているが、基本的には行政指導的な意味合いをもったものだとということによろしいか。

(事務局)

- ・そうである。

(会長)

- ・守らないと罰則があるという話ではないということか。

(事務局)

- ・罰則があるといったものではない。

(会長)

- ・この指針は議会にかけるものではないということによいか。

(事務局)

- ・条例は議会に諮っているが、この指針は議会には諮らない。

(会長)

- ・そういうことは、行政指導に係る指針ということである。
- ・業者がこの指針をもらったら、慌てるのではないか。
- ・理解するのに時間がかかりそうである。
- ・非常に広範で総合的な指針になっている。

(委員)

- ・この運用指針は、新しく設備を設置する場合に適用されるもので、既に設置されているものについては除外されるという考えによろしいか。
- ・また、設置されている施設が耐用年数に達して、施設を更新する場合には、この指針が適用されるのか。

(事務局)

- ・現行で設置されているものについては、景観計画の中でも記載させて頂いている

が、適用除外となる。

- ・但し、更新で形状が大きく変わるものなどについては、この指針を遵守して頂くということで、チェックリスト等で確認をして頂く。
- ・増設や改築といった時には、指針を守ってもらうよう指導をさせて頂く予定である。

(会長)

- ・既得権保護ということだと思ふ。
- ・立地してはいけない区域に設置されている場合には、少し難しい問題になるが、既得権保護ということで、耐用年数が来るまではそのままということか。

(事務局)

- ・既得権の保護ということになってしまう。

(生活環境課)

- ・今の意見に関連して、資源エネルギー庁から通達があり、FIT法の関係法令違反に関わる情報の提供について、協力依頼というものが来ている。
- ・法令遵守をしていないために、地元地域とトラブルに発展しているところがあり、国も憂慮している。
- ・関係法令に違反していることが明確な場合には、国に報告をしてもらいたいということになっている。
- ・市町村で、「こういう法令に違反している恐れがあるので改善してください」といったことがあった場合には、国に報告してもらいたいという協力依頼が来ている。
- ・先般、県の方で会議があり、既存として設置されている太陽光発電施設について、地上型設置タイプで屋根に設置されているタイプは除くが、50kw以上の施設については県で、10kwから50kwの施設は市町村で、法令遵守がされているかどうか調査を行っていくことになっている。
- ・10kw以上のものについては、柵を設けることとなっている。
- ・人が立ち入れないように柵が設置されているか、また、簡単に壊せるようなものではなく、しっかりしたものになっているか、表示がされているかといったことを確認し、届出も各関係部署に適正に行われているか確認をして、一覧表にまとめたものを、県に報告する形になっている。
- ・今年度はいままで認定されているものについて調査を行い、来年度は新たに認定されたものについて調査を行って、県に報告していくという内容の説明会があった。
- ・報告の書式は、まだ県から頂いていないが、申請している事業者の一覧を網羅して、地上型の施設をピックアップして、適切に管理されているかどうか、法令等の届出がされているかどうか調査を行っていく形になる。

(会長)

- ・ということは、既得権保護では無いということか。

(生活環境課)

- ・市の指導等を国・県に報告した中で、改善されなければFIT法の認定の取り消しもあり得る。

(会長)

- ・柵を設けないさいということがあがるが、現況で一定規模以上の太陽光発電施設がつくられているが柵は無い時に、危ないという意見が出た場合には、既得権保護という形ではなく、「新たに柵をつくりなさい」と指導が生じるということか。

(生活環境課)

- ・平成29年4月1日にFIT法が改正され、既に設置されている10kw以上の施設については、標識の表示、フェンスや柵の設置による立ち入りの防止が義務付け

られている。

(会長)

- ・それは、既存の施設についても、国からの指導が来るということか。

(生活環境課)

- ・そうである。
- ・まず、自治体で確認をして、柵が設置されていないといったことがあればチェックをして、とりまとめたものを県に報告することになっている。
- ・20kw未満の事業者については、標識の設置は対象外になっている。
- ・立ち入り防止措置等を行わない場合は、国からFIT法に基づく改善命令などが行われ、取り消しの対象となるので、注意が必要である。

(事務局)

- ・先ほど私が回答した既得権については、「景観に配慮する」という部分の話である。
- ・景観法の中では、既得権が優先される部分がある。
- ・太陽光発電施設設置の全体に関わる部分については、説明があったFIT法の方が優先順位が高くなる。

(会長)

- ・景観の部分は既得権でいいが、危険性等の問題については、一定規模以上のものは国からの指導があるということである。それ以下の規模の場合は、地方自治体がどうするのか決めて対応するという話である。
- ・したがって、既存のものがすべて既得権でOKということではないという話である。

(委員)

- ・現在、市内にはどのくらいの対象施設があるのか。

(生活環境課)

- ・件数で言うと、50kw以上2,000kw未満の認定を受けている施設は7件、その中には同一の事業者が分けて申請しているものもあるので、事業者数としては5件である。
- ・私が10kw以上50kw未満の施設をピックアップしたところ、認定を受けている施設が114件あった。
- ・航空写真やGoogleの衛星画像を見ながら、わかる範囲で地上型なのか屋根に設置されているものなのか、判別を行っている。
- ・現地に行って確認しないとわからないものもあるが、対象となる施設は、概ね114件のうち半数いくかどうかという状況である。
- ・この中には、認定は受けているがまだ設置をしていない事業者もいる。そういった方々は、買いと売り価格が40円といった高い時に申請をしたが、施設の工事費が高くなるので、工事費が安くなるのを待って設置をしている事業者が多い。
- ・そういった事業者に徳をさせないように、来年の3月末までに事業を開始しない場合には、国は40円の買い取りはさせない方向で動いている。

(会長)

- ・上野原市では、調査をかけるのは小規模な施設になると思う。
- ・調査対象の施設の中には、申請だけを行って工事をしていない施設もあるということである。
- ・市内で50件というのは、少ない方なのではないかと思う。

(委員)

- ・今回の運用指針の中に、法令違反になる部分とそうでない部分がある。
- ・景観に関する部分は、法令違反にはならないということか。

(事務局)

- ・そういう形になる。

(委員)

- ・法令違反であれば、明確にダメとすることができると思うが、とりあえずは指導していくということになるのか。
- ・法令があれば法令に従って設置するということだと思うが、平成29年以前は、柵を設けるといったことが必ずしも十分に法令に定まっていなかった。

(生活環境課)

- ・国でも、再生可能エネルギーをどんどん進めていこうという形の中で、認定だけはどんどんやっけてしまっている。
- ・認定だけは沢山しているが、実際に稼働していない施設が、全国に多数ある。
- ・大月市では、全体の8割から9割ぐらいの施設について、ひとつの事業者が細かく分けて事業認定を行っている。
- ・申請だけは沢山しているが、まったく稼働する予定はない。
- ・中には、事業認可をとったが、知らぬ間に、権利を他の業者に売ってしまって、誰がその権利をもっているのかわからない事例もある。
- ・そういった中で法令遵守をさせトラブルを防止するために、平成29年4月以降に認定を受けた事業者については、現行のFIT法に従って標識の設置や柵の設置が義務づけられている。
- ・平成29年4月以前の認定のものについては、本来であれば今年の3月31日までが標識や柵の設置の猶予期限であったが、実際には管理できていないのが各自治体の現状だと思う。
- ・そのため、県で法令遵守ができていないのか確認をしたいということで、自治体に協力の依頼があり、先般、説明会が行われた。
- ・その依頼を受けて、今後、事業者が適正に管理・運営できているか確認を行っていく形になる。
- ・今後、新規に太陽光発電施設の建設を予定している事業者から、都市計画課や生活環境課に話があった時には、県のガイドラインや上野原市の指針を遵守してもらうよう説明することになる。

(委員)

- ・その県のガイドラインや上野原市の指針は、守って頂きたいということではなく、遵守させるということでのいいのか。

(生活環境課)

- ・そうである。

(委員)

- ・基準にあっていないものは、設置できないということによろしいか。

(生活環境課)

- ・そうである。

(委員)

- ・過去に設置されたものについては、その時に必ずしも基準が定められていたものではないので、あくまでも指導という形になるということか。

(生活環境課)

- ・今後、関係法令違反の事実確認を行い、法令違反があった場合には、自治体は認定事業者に対して、まず文書で指導・勧告・命令等を実施していく。
- ・また、関東経済局に対してそういった文書を発したことを、同じく文書で情報伝達し、関東経済局で、認定事業者の法令違反に関する事実確認を実施していくことになる。
- ・そういった中で、法令違反が改善されなければ認定の取り消しもあり得る。

(委員)

- ・「認定の取り消しがあり得る」ということだと、きっちりしていないような気がする。
- ・法令違反であれば、「取り消す」といったことを定めてもいいのではないかと思った。
- ・景観法に関して、必ずしも法令違反でないものについての指導は、罰則はないので、例えば「裸地の部分に植栽をして欲しい」といったことは言えるが、しなかった場合の対応が難しいと思った。

(事務局)

- ・景観に関しては、法令等が無いことによって業者が好き勝手にやっちゃっているケースがほとんどである。
- ・そういった部分を無くすということで、法令化の活動もあると聞いている。
- ・県でも、議員会から国に投げかけているという話を聞いている。
- ・最終的な施設の処分・廃棄の関係についても、なかなか守って頂けないことも考えられるということで、国への働きかけはかなり行っているようである。
- ・ただ、景観に関しては強行に進められてしまうと難しいということがある。
- ・私たちも指導をして、現地も見に行くといったことはするが、最終的に訴訟といったことになった場合には、現行では勝てないという状況である。
- ・例えば、住民が「裸地になった部分について、景観をどうしてくれるのか」ということになれば、話も違ってくると思う。
- ・所有者がいいと言って、周りの方もそれを認めているということになってしまうと、市として指導はするが、罰則は設けられない。
- ・届出義務といったことはあるので、それをしないと罰則や罰金という話になる。

(会長)

- ・まだ議論の途中であるが、1時間経過したので、5分程度休憩をとりたいと思う。

～ 5分休憩 ～

(会長)

- ・それでは、会議を再開したいと思う。
- ・この指針は法令の部分と行政指導の部分が一緒になっているので、なかなか仕分けが難しい。
- ・実際に指導をする場面でも、混乱が生じる可能性があると思う。
- ・そういうことを含んだ指針であるということである。
- ・今後、国の動き等によって、強制力の発生する条例に展開する可能性も大いにある分野だと思う。
- ・近年の災害等で、太陽光発電施設の設備が破壊されたり、それに伴って感電といった事故が起こっている。
- ・そのため、国でも早急に対応したいということで進めているので、今後、大きく変わる可能性がある分野だということは、周知しておいてもらいたい。
- ・本日は、あと2つのテーマがあるが、もう少しこのテーマについて意見があれば伺いたいと思う。

(委員)

- ・農地の中に太陽光発電施設を設置して、その下で農業をする、営農型の太陽光発電施設というものがある。

- ・その場合に、農道に接している部分についてはフェンスをするのか、それとも、樹木を周りに植栽しなければならないのかなど、この指針では、営農型の太陽光発電施設については、一切触れていない気がする。
- ・農地の中の2 mくらいの高い場所にパネルを設置して、その下で農業をするという形がある。
- ・高さ2 mなので、それを隠すための樹木を植えるのか、それともフェンスを設置するのか。農道なので、あまり人は来ないと思うが、そういった場所にフェンスを設置するのか。
- ・そういったことが、この指針には明記されていない。
- ・その時に、どう指導していくのか、指針に追記した方がいいと思う。

**(事務局)**

- ・営農型の太陽光発電施設については、指針への追記を考えていくが、農地の一時転用といったことが必要になると思う。
- ・上野原市の実情を考えると、営農型の太陽光発電施設は、過去10年くらい遡っても、設置された方がいないということがあるので、考えていなかったということがある。
- ・ご意見を頂いたので、追記できるものは追記していきたいと思う。
- ・フェンス等の設置については、防災・環境・安全といった面から、わかれば、生活環境課から回答をお願いできればと思う。
- ・景観の面からは、営農型ということであっても、周囲への緑化といったことを施して頂きたいということがある。
- ・農地だからなんでもいいのかということやってしまうと、宅地であっても雑種地であっても山林であっても、同様の事態が引き起こってしまうことが考えられる。
- ・そのため、景観については、営農型も同様に指導していきたいと考えている。

**(生活環境課)**

- ・県の研修会等で、急傾斜地等については立地を避けてもらいたいとか、フェンスはどうして欲しいといった説明はあったが、営農型については事例等の説明が無かったので、県に確認させてもらいたいと思うので、ご了承をお願いしたい。

**(事務局)**

- ・地べたについた太陽光発電施設では適正な土地が生かせないということで、農地でも高さを決めて、例えば2 m以上であればパネルの下で農業ができるということがある。
- ・例えば都留市にも、そういった施設が多少あるということ把握している。
- ・庁内で、少し検討させてもらいたいと思う。

**(会長)**

- ・非常に現代的な問題である。
- ・現場でも方針を考えている途中であるということである。
- ・この太陽光発電施設関連の議題についてはよろしいか。
- ・本日の審議会の議案は、「上野原市太陽光発電施設設置運用指針」だけである。
- ・あとの2つは、報告事項である。
- ・議事に関しては以上なので、よろしくをお願いしたい。

**5. その他**

**(事務局)**

- ・続いて、その他、報告事項に進めさせて頂く。
- ・1つめは「立地適正化計画策定状況の報告」、2つめは「都市再生整備計画事後評価」について説明させて頂く。

- ・まとめて説明させて頂くので、もし質疑等があれば、説明後に伺うのでよろしくお願ひしたい。

## ①立地適正化計画策定状況について（報告）

### （事務局）

- ・立地適正化計画については、策定懇話会を設けており、そちらで策定を進めている。
- ・策定状況について、昨年どのようなことを行って、現在どのような段階で、今後のどのようなスケジュールで進めていくか説明させて頂く。
- ・説明は委託業者が行うのでよろしくお願ひしたい。

### ●上野原市立地適正化計画策定状況について報告を行った。（（株）ブレイズ）

### （事務局）

- ・立地適正化計画については、現在、誘導区域の検討といった部分を行っている。
- ・そういった中で、国土交通省関東地方整備局に足を運んで、色々と相談にのって頂いている段階である。
- ・相談にのって頂いた上で、策定懇話会にお諮りして、その中で区域等を詳細に決めていく考えである。
- ・進捗状況については、また、都市計画審議会にお知らせさせて頂きたいと思う。
- ・立地適正化計画については、都市計画審議会にも内容をお諮りすることになる。その際には、皆様にご協力を頂くことになるので、よろしくお願ひしたい。
- ・立地適正化計画の策定にあたっては、都市計画審議会の委員である飯島会長職務代理他にもご協力を頂いており、またよろしくお願ひしたいと思う。

## ②都市再生整備計画事後評価について（説明）

### ●都市再生整備計画事後評価について説明を行った。（事務局）

### （事務局）

- ・ただいま説明した内容について、何かご質問等があればお受けしたい。

### （委員）

- ・上野原市立地適正化計画策定に伴う基礎調査報告書の3ページの図で、黄色の部分が都市計画区域ということで、上野原市の場合、どの辺りまで入っているのかよくわからないが、いずれにしても上野原市は中山間地が多く、そういった場所で農業をやっている方が多い。
- ・下手に進めると、そういった中山間地の過疎化が進んでしまい、農地が荒れてしまうということがあることを注意してもらいたい。
- ・1週間か10日くらい前に日経新聞に書いてあったが、3ページの図に4つの項目が書いてあるが、この中の公共交通について、どこでも難航しているということがある。
- ・例えば上野原市であれば、メインは富士急行であるし、デマンドタクシーといっても運行しているのは業者である。
- ・人口減少の中で、公共交通は非常に重要だということが、新聞に書いてあった。
- ・そういったことも踏まえて立地適正化計画の検討を進めてもらい、過疎化が進まないようにしていただければと思う。
- ・あと、コンパクトシティというのは、人口減少に伴って効率が良いまちをつくる

ということが基本だったと思う。

- ・本日説明はなかったが、15 ページにある人口の問題が基本になってくる資料ではないかと思う。
- ・国立社会保障人口問題研究所の推計で、平成 57 年（2045 年）が 15,000 人程度の人口になっている。しかし、今年の 3 月 31 日に山梨日日新聞に掲載されていた、同じ研究所が新しく発表した推計では、12,000 人程度になっている。
- ・15,000 人と 12,000 人では、2 割も違っているのでどうなのかと感じた。
- ・資料を見ると、平成 27 年度の上野原市の合計特殊出生率が 1.03 になっている。
- ・国の平均値は 1.4 程度で、東京都は 1.1 である。
- ・結婚しづらい、子育てしづらいと言われている東京が 1.1 で、1.03 ということは、上野原市はよっぽど若い人が住みづらいところというイメージである。
- ・この 1.03 と数字は間違っているのではないか。
- ・増田寛也という岩手県知事をやって総務大臣をやった方が、地方消滅と書いた。
- ・皆さんご存知だと思うが、20 年後に上野原は、20 歳から 39 歳の子供を産む年代が 1,000 人を切ってしまうというようなことが書いてある。
- ・人口の基礎データは、もう一度見直した方がいいのではないかと思う。

**(事務局)**

- ・15 ページの将来人口推計について、この基礎調査報告書は本年 3 月に作成したもので、3 月末に公表されたデータは反映されていないので、承知をお願いしたい。
- ・将来人口の目標については、市独自の推計であるので、再度担当課に数値を確認したいと思う。

**(委員)**

- ・推計人口の話ではなく、1.03 という合計特殊出生率が問題である。

**(事務局)**

- ・担当課に確認させてもらう。

**(委員)**

- ・1.19 程度の数字ではないかと思う。

**(事務局)**

- ・人口ビジョンにはこういった数字が掲載されていたので、そちらを再確認する。
- ・策定懇話会には、結果をお知らせするようにしたいと思う。

## 6. おわりのことば

**(会長職務代理)**

- ・本日は、お忙しい中を審議して頂き、お礼申しあげる。
- ・本日の議題は、新しい社会の課題に対応した重要な内容だと思う。
- ・色々な問題や課題を含んだ内容だと思う。
- ・今後も丁寧に研究を重ねながら、実行力のあるものにしていけたらと思うので、委員の皆様のご協力をお願いしたい。
- ・清水委員から出た話題は、立地適正化計画策定懇話会の中でも出ている。
- ・しかし、色々な自治体の都合もあり、計画をできるだけ丁寧に考えてつくらなければいけないというところにきている。
- ・こういったことは、国の政治や経済に密接に関係している問題で、これから私たちがどういう社会を築いていくかということを、真剣に考えながらやっていかないと、なかなかうまくいかない。
- ・人口問題については、統計のデータが示されているが、減少傾向がどんどん加速してしまっている。

- ・例えば、今年の上野原小学校の入学生は50人くらいということである。私たちの当時は60数人いた。
- ・この広い地域の中で、3日に一回、子供が生まれるかどうかである。
- ・今、私が住んでいる中心部を見ても、ほとんど80代などの高齢者である。
- ・組の中では、私は若手である。
- ・あと20年たったら、どうなるのかという状況である。
- ・人口減少は加速化しており、真剣に考えていかなければいけないが、人口減少を留められるかという点、そんなに甘いものではない。
- ・人口がかなり減少していくということを前提に、リアルな考え方を確立していかなければならないと思う。
- ・会議に出て、色々なことを感じさせて頂いているので、今後ともよろしくお願ひしたいと思う。

**(事務局)**

- ・本日の都市計画審議会は、これで終了させて頂きたいと思う。
- ・次回の都市計画審議会は、1月11日金曜日を予定しているので、よろしくお願ひしたい。
- ・以上をもって散会とさせて頂く。
- ・ご協力、感謝申し上げます。

(以上)